

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)		
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両 (架空索道用搬器を含む。)	電気又は蒸気機関車	18		
		電車	13		
		内燃動車(制御車及び附随車を含む。)	11		
		貨車			
			高圧ボンベ車及び高圧タンク車	10	
			薬品タンク車及び冷凍車	12	
			その他のタンク車及び特殊構造車	15	
			その他のもの	20	
			線路建設保守用工作車	10	
			鋼索鉄道用車両	15	
			架空索道用搬器		
				閉鎖式のもの	10
				その他のもの	5
			無軌条電車	8	
		その他のもの	20		
	特殊自動車(この項には、別表第二に掲げる減価償却資産に含まれるブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並びにトラクター及び農林業用運搬機具を含まない。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車		5	
		モータースイーパー及び除雪車		4	
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したも			
			小型車(じんかい車及びし尿車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。)	3	
			その他のもの	4	
運送事業用、貸自動車 業用又は自動車教習所 用の車両及び運搬具 (前掲のものを除く。)		自動車(二輪又は三輪自動車を含み、乗合自動車を除く。)			
	小型車(貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。)	3			
	その他のもの				
		大型乗用車(総排気量が三リットル以上のものをいう。)	5		
		その他のもの	4		
	乗合自動車		5		
	自転車及びリヤカー		2		
	被けん引車その他のもの		4		
前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)				
		小型車(総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。)	4		
		その他のもの			
		貨物自動車			
			ダンプ式のもの	4	
			その他のもの	5	
			報道通信用のもの	5	
			その他のもの	6	
		二輪又は三輪自動車		3	
		自転車		2	
		鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車			
			金属製のもの	7	
			その他のもの	4	
		フォークリフト		4	
		トロッキ			
			金属製のもの	5	
			その他のもの	3	
	その他のもの				

	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

減価償却資産の耐用年数等に関する省令
(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)